

京 都 大 学 臨 床 研 究 審 査 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学臨床研究審査委員会規程 (平成30年3月6日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第19条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部において処理する。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学特定認定再生医療等委員会規程 (平成31年3月29日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第20条 委員会に関する事務は、医学部附属病院倫理支援部及び研究推進部において処理する。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定臨床研究監査委員会規程 (平成27年5月12日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第5条 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、研究推進部において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>